

■Article(vol. 67) ■

「会社法制の見直しに関する要綱案」について

日本大学法学部准教授 大久保 拓也

一 会社法制の見直し

会社法は、平成 18 年 5 月 1 日に施行されてから、6 年が経過している。この間にも、さまざまな企業不祥事が起こっており、企業統治の在り方を見直す必要性が指摘されていた。そこで法制審議会会社法部会は、平成 23 年 12 月に「会社法制の見直しに関する中間試案」

(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080089&Mode=0>) を公表し、意見照会(パブリック・コメント)手続を行い、そこで得られた意見を踏まえてさらに審議を重ね、平成 24 年 8 月 1 日に「会社法制の見直しに関する要綱案」

(<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900149.html>) (以下、要綱案という)を決定した。この要綱案は、9 月 7 日の法制審議会の総会で「要綱」として決定され、法務大臣に答申されおり、この答申を受けて法務省は国会への提出に向けて作業を行う方針であると報じられている(注 1)。会社法制は、経済の中心的な担い手であるから重要な改正である。

要綱案は、「第 1 部 企業統治の在り方」、「第 2 部 親子会社に関する規律」および「第 3 部 その他」の 3 部で構成されている。それは、公開会社法案・上場会社法案として検討されてきたため、公開会社が改正の主な対象である。本稿では主要な改正点を取り上げる。

二 企業統治の在り方(第 1 部)

第 1 部は、取締役会の監督機能の向上や社外取締役等の社外要件の厳格化等を中心とする改正案である。戦後会社法は数多く改正されてきたが、取締役会制度自体は十分に改正されてこなかった。そこで、社外取締役等による株主利益の監視を強化し、経営の専門家が育ちやすいようにするというのが改正の趣旨である。

(1) 取締役会の監督機能

①まず、監査・監督委員会設置会社制度(仮称)の新設である(第 1 の 1)。

企業不祥事に対応するには、取締役会の監督機能の充実が必要であり、そのためには社外取締役の活用が求められる。しかし、現行法は、監査役会設置会社について少なくとも社外監査役を 2 名の選任を義務付け(会社法 335 条 3 項)、これに加えて社外取締役を選任するのは負担が重く、また、委員会設置

会社の導入には指名委員会・報酬委員会の設置（同法 2 条 12 号、400 条以下）への抵抗感があるため、その導入は進んでいない。

そこで、監査役（会）設置会社と委員会設置会社の中間的な制度として、過半数を社外取締役とする監査・監督委員会の導入が提案される。委員の地位・権限等も折衷的な制度設計がとられるが、利益相反取引の承認権限が認められる（1(4)⑨）等、他の機関設計にみられない特別な規制も認める。

②上記制度が導入された場合、肝心なのは社外役員として望ましいのは誰かである。これについて、親会社・兄弟会社の関係者を挙げ、社外要件を厳格にすること等が提案されている（第 1 の 2）。

このような規制の厳格化の一方で、規制を緩和しようとする提案もある。すなわち、責任限定契約を締結できる範囲については、現行法の社外取締役・社外監査役（会社法 427 条 1 項）から、業務執行取締役等以外の取締役、全監査役にまで拡大する方針である。

（2）資金調達の場面における企業統治の在り方

①支配株主の異動を伴う募集株式の発行等（第 3 の 1）

現行法では、公開会社が第三者割当による募集株式の発行を行う場合には、有利発効に該当しない限り、取締役会で決定できる（会社法 201 条 1 項、199 条 3 項）。しかし、会社支配権の決定は取締役（経営者）ではなく、株主がすべきであり、会社の支配権が移転するような募集株式の発行には、株主総会の決議が必要であると指摘されている。

そこで、公開会社において、募集株式の引受人（特定引受人）が議決権の過半数を有することになるような募集株式を発行する場合には、特定引受人の氏名等を開示することを提案する（情報開示の充実）。その場合、総株主の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する反対株主が通知をすると、株主総会の普通決議による承認決議が必要になる。もっとも、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合のように、会社自体の存立を維持するために緊急の必要があるときは、例外的な取扱いをすることも提案されている。

②仮装払込みによる募集株式の発行等（第 2）

現行法では、仮装払込による募集株式の発行等に關与した引受人や取締役等の責任について、引受担保責任の定めは置かれていません。それがなされると、株式の価値に見合うだけの財産が拠出されていないため、既存株主から引受人への価値の移転が生じてしまう上、増資の登記を信じた会社債権者の保護も問題となる。

そこで、募集株式の払込金額の払込みを仮装した場合や現物出資財産の給付を仮装した場合でも、払込義務を免れないものと提案する。さらに仮装払込に關与した取締役・執行役は、証明責任の転換がされた過失責任を負うものとする。

三 親子会社に関する規律（第 2 部）

第 2 部は、企業結合制度の改革や不公正ファイナンスへの対応等を提案する。これも戦後の会社法改正で改正が検討されてきた課題の一つであり、企業グループに対する株主や債権者による監視の強化を企図するものである。

（1）親会社株主の保護等

①多重代表訴訟

企業集団による経営の進展は著しく、子会社に経営の中心がある企業集団も増えている。そこで、子会社経営者に対して親会社株主がチェック機能を働かせることができるよう、多重代表訴訟が提案されている（第 1 の 1）。もっとも、提訴権の範囲を広くすると濫訴のおそれもあるとして、対象会社の範囲はかなり限定されている（提訴権者は最終完全親会社の総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権等を有する少数株主である等）。そのため、実際にこの制度の対象となるのは金融持株会社等相当限定されるであろう。

②親会社による子会社の株式等の譲渡

現行法には、親会社が一定の子会社の株式等を譲渡しようとする場合に、親会社の株主総会の承認を受けなければならない旨の規定はない。しかし、親会社が、子会社の株式を譲渡することで、当該子会社の支配権を失う場合は、事業譲渡と同様の影響が親会社に生ずる。

そこで簡易事業譲渡に該当しないような、譲渡す株式の帳簿価額が当該株式会社の総資産額の 5 分の 1 を超える場合は、当該譲渡に係る契約について、株主総会の特別決議による承認が必要であると提案する（第 1 の 3）。

（2）キャッシュ・アウト

①特別支配株主の株式等売渡請求、全部取得条項付種類株式

キャッシュ・アウト（現金を対価とする少数株主の会社からの締め出し）は、少数株主による制約を受けずに長期的視野に立った柔軟な経営を実現できる等の利点があるとされている。現行法では、株式交換等の金銭を対価とする組織再編や全部取得条項付種類株式が利用されているが、対象会社の株主総会における特別決議が必要とされる（会社法 171 条 1 項）等、手続要件が重いという問題がある。

そこで、対象会社の株主総会の特別決議を経ることなくキャッシュ・アウトを行うことができるための制度として、総株主の議決権の 10 分の 9 以上を有する特別支配株主が、株式の全部を売り渡すことを請求することができるという制度を新設するものとする（第 2 の 1）。この場合の少数株主の保護は、差止請求権や裁判所への売買価格決定の申立て等により図ることになる。

また、全部取得条項付種類株式については、組織再編手続と比べて情報開示が不十分であるとの指摘がある。そこで、①事前・事後の開示を充実させ、②法令・定款に違反する取得について株主の差止請求権を認め、③株主への取得の通知・公告制度を設ける等、手続を明確なものにする提案をしている（第 2 の 2）。

②株式の併合により端数となる株式の買取請求（第 2 の 3）

現行法では、株式併合によって生じる 1 株未満の端数は、端数の合計数に相当する株式を売却し、得られた代金を端数に応じて株式に交付する方法で行われる（会社法 235 条、234 条）。しかし、大量に端数分を売却することによる市場価格の下落を招き、適切な対価が交付されないおそれがあると指摘されている。また、この制度が濫用的に少数株主の締出し目的で用いられること（モックのケース（注 2）等）を抑制する必要性もある。

そこで、①事前・事後の開示を充実させ、②法令・定款に違反する取得について株主の差止請求権を認め、③反対株主の買取請求権を付与する等の改正を提案をしている。

（3）会社分割等における債権者の保護（第 5）

近時、分割会社が、承継会社等に債務の履行の請求をすることができる債権者と当該請求をすることができない債権者（残存債権者）とを恣意的に選別した上で、承継会社等に優良事業や資産を承継させるなどの残存債権者を害する会社分割（詐害的な会社分割）が行われている。この場合における残存債権者の保護を図るため、民法上の詐害行為取消権（民法 424 条）の行使等を認める裁判例（東京高判平成 22 年 10 月 27 日・金判 1355 号 42 頁等参照）があるが、これに加えて、会社法に規定を設け、残存債権者が、詐害的な会社分割に係る行為を取り消すことなく、承継会社等に対しても、債務の履行を請求することができるものとすることが提案されている。

すなわち、分割会社が残存債権者を害することを知って会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができると提案する。ただし、吸收分割の場合であって、吸收分割承継会社が吸收分割の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかつたときは、この限りでなく、債務の履行を請求する権利は生じないものとされる。

四 その他の改正案（第 3 部）

第 3 部は、金商法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求や、株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由等、会社法制定後の運用において不備がある制度の改正案である。

(1) 監査役の監査の範囲に関する登記（第 3 の 2）

監査役設置会社については監査役の氏名等が登記事項とされるが（会社法 911 条 3 項 17 号）、登記上、監査役の監査の範囲が明らかではない。しかし、監査役の監査の範囲が限定されているか否かによって会社法上の規律が異なる場合がある。そこで、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社について、当該定款の定めを登記事項に追加するものとすることが提案されている。

(2) いわゆる人的分割における準備金の計上（第 3 の 3）

いわゆる人的分割（分割会社が、会社分割の効力発生日に当該会社分割の対価として交付を受けた吸收分割承継会社または新設分割設立会社の株式または持分のみを配当財産として剩余金の配当をするもの）について、分割会社が会社分割の対価として交付を受けた承継会社の株式または持分のみを配当財産として剩余金の配当をする人的分割に際して、会社法 445 条 4 項の規定による準備金の計上は要しないという提案がなされている。

（注 1）日本経済新聞平成 24 年 9 月 7 日付

（http://www.nikkei.com/article/DGXNASFS07022_X00C12A9PP8000/）。

（注 2）（株）モックに対する、東京証券取引所平成 19 年 9 月 7 日公表措置
（<http://www.tse.or.jp/listing/kouhyou/b7gje600000057sn-att/070907a.pdf>）。

以上